

<b>第 108 号</b>	<b>Super Highway</b>	
発行日 2024. 2.27	J R 東労組バス関東本部	J R 東労組ホームページ

## 会社提案

# 改善基準告示改正等に伴う乗務員勤務制度の改正 およびテレワーク勤務規程制定について

【以下、概要】詳細は別途、提案資料を確認してください。

## 1 改善基準告示改正に伴う乗務員勤務制度の改正内容

①1日の拘束時間 「原則として13時間以内、やむを得ない場合は最大15時間まで延長可」※①一般線は、最大14時間まで可とする ②高速線及び貸切便は、最大13時間30分まで可とする。

②1日の休息期間 「連続9時間を確保」※原則的には行先地（泊行路等）では連続9時間以上、それ以外は連続11時間以上の休息期間で運用することとなる

③分割付与 「1回につき4時間以上、合計11時間以上」

④2人乗務 「休息期間を5時間以上確保、車両内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合は連続4時間以上確保」「拘束時間を20時間まで延長することができる」

◎勤務指定（勤務作成）時点での上限枠を定め、「やむを得ない場合」を原則として「勤務開始後」（便遅れ、多客時臨時便運行等）と限定して厳格化することとする。（※但し、泊行路における行先地を除く。）

## 2 改善基準告示改正以外の業務課題に対する乗務員勤務制度の改正内容

①深夜勤務の制限 「深夜帯の実乗務時間を2時間以上含む勤務は、30日に10回以下、但し、乗務割交番が高速線夜行便を主に運行する1循環であった場合、最大12回以下まで延長することがある。」→但しは、現在では新城支店が該当する。

②貸切便における深夜帯の実乗務時間 「貸切便で深夜帯の実乗務時間を4時間以上含む行路は、二人乗務」→早朝深夜帯の列車代行に即応できる勤務体制を目的として。

## 3 テレワーク勤務規程の制定に伴う就業規則（労働協約）への委任規定条項の追記

2024年4月1日制定予定の「テレワーク勤務規程」を就業規則の付属規程と位置づけ、委任規定条項を加える。

## 4 改正実施予定日 2024年4月1日（月）

**JRバス関東で働く仲間を一つに！**